

地方整備局（河川関係）

分権委勧告に基づく仕分け

直轄河川 109水系
10,581km

67水系
5,039km
(47.6%)

速やかに地方に移管（所在する都道府県対応）

移管に向けて協議されていた河川

26水系 1,386km

・ 移管の可能性を協議
2水系 153km

・ 移管する方向で調整
6水系 218km
・ 移管の可能性を協議
18水系 1,015km

複数都府県を
またがる
44水系 5,694km

同一都道府県内で
ほぼ完結
65水系 4,886km

・ 国に残す
42水系 5,541km

・ 勧告基準に基づき国交省が
管理を主張
41水系 3,653km

- ① 氾濫時に甚大被害
- ② 広域的な水利用・電力供給等
- ③ 高度な技術力

42水系
5,541km
(52.4%)

○ 原則として地方移管

《想定される論点》

- ・ 複数都府県にまたがる河川の治水・利水対策をどのように考えるか。
- ・ 複数都府県にまたがる河川の移管を受ける場合、どのような広域連携体制・方策が必要となるか。
- ・ 大規模災害時の対応については、国との連携も含めどのような危機管理体制が必要となるか。